

承認第 1 号

専決処分事項の承認について

令和 3 年度橋本市一般会計補正予算(第 13 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 4 年 4 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

令和 3 年度橋本市一般会計補正予算(第 13 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

令和 4 年 3 月 31 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

令和 3 年度 橋本市一般会計補正予算（第 13 号）

令和 3 年度橋本市の一般会計補正予算（第 13 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 110,925 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30,985,392 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 3 月 31 日 専決

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
2 地 方 譲 与 税	
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税
	3 森 林 環 境 譲 与 税
3 利 子 割 交 付 金	
	1 利 子 割 交 付 金
4 配 当 割 交 付 金	
	1 配 当 割 交 付 金
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金
6 法 人 事 業 税 交 付 金	
	1 法 人 事 業 税 交 付 金
7 地 方 消 費 税 交 付 金	
	1 地 方 消 費 税 交 付 金
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金
9 自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金	
	1 自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金
11 地 方 交 付 税	
	1 地 方 交 付 税
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金
15 国 庫 支 出 金	
	2 国 庫 補 助 金
19 繰 入 金	
	2 基 金 繰 入 金
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
241,960	12,359	254,319
56,000	5,249	61,249
168,000	7,122	175,122
17,960	△12	17,948
7,700	330	8,030
7,700	330	8,030
42,000	22,137	64,137
42,000	22,137	64,137
33,000	38,349	71,349
33,000	38,349	71,349
39,862	16,837	56,699
39,862	16,837	56,699
1,157,000	219,456	1,376,456
1,157,000	219,456	1,376,456
22,000	2,048	24,048
22,000	2,048	24,048
25,584	△5,775	19,809
25,584	△5,775	19,809
8,869,290	92,856	8,962,146
8,869,290	92,856	8,962,146
3,000	1,129	4,129
3,000	1,129	4,129
6,556,302	7,930	6,564,232
3,787,225	7,930	3,795,155
791,860	△296,731	495,129
687,411	△296,731	390,680
30,874,467	110,925	30,985,392

歳 出

款		項	
2 総	務 費		
		1 総	務 管 理 費
3 民	生 費		
		1 社	会 福 祉 費
歳 出		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,950,640	44,025	2,994,665
2,408,911	44,025	2,452,936
12,769,442	66,900	12,836,342
6,620,375	66,900	6,687,275
30,874,467	110,925	30,985,392